

令和元年度介護支援専門員実務研修実施要領

1 目的

介護支援専門員として利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技能を習得し、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする他職種協働を実践できる介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

2 研修実施機関

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（鳥取県指定研修実施機関）

3 受講資格（対象者）

（1）甲区分

次のいずれかに該当する者

- ① 本年度「鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験」に合格した者
- ② 平成30年度までに介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、本研修の受講が認められた者

（2）乙区分（再研修／介護支援専門員証の有効期間満了日を経過した者）

次のいずれかに該当する者

- ① 介護支援専門員として県に登録を受けた者であり、登録後5年以上実務に従事したことがない者、又は実務経験はあるが、その後5年以上実務に従事していない者で、今後新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者
- ② 実務経験はあるが、その後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった者等で、実務経験後5年を経過する前に再度実務に従事するため介護支援専門員証の交付を受けようとする者
- ③ 介護支援専門員実務研修修了後、相当の期間を経過した者
※本研修期間中に介護支援専門員証の有効期限が切れる方は当区分です。

（3）丙区分（更新研修／実務未経験者）

介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者で、介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者（有効期間が令和2年3月20日～令和4年3月31日までの方）

※「実務に従事した経験」には、認定調査のみの業務の場合は含まれません。

4 研修期間

- （1）甲区分（合格者） 令和2年1月～令和2年6月（全17日程）
- （2）乙区分（再研修） 令和2年1月～令和2年3月（全11日程）
- （3）丙区分（更新研修／実務未経験者） 乙区分と同じ

5 研修日程及び研修会場

別紙1・2「実務研修プログラム」により実施します。

なお、日程・会場について、変更になる場合がありますので御了承ください。

6 受講定員

- (1) 甲区分（合格者） 100名
- (2) 乙区分（再研修） 50名
- (3) 丙区分（更新研修／実務未経験者） 50名

7 受講料(テキスト代込み)

区 分	受講料
(1) 甲区分（合格者）	51,405円
(2) 乙区分（再研修）	35,405円
(3) 丙区分（更新研修／実務未経験者）	35,405円

※本研修においては、一般財団法人長寿社会開発センター発行の下記テキストを使用します。

- ①「七訂 介護支援専門員実務研修テキスト」
- ②「六訂 居宅サービス計画書作成の手引き」

※受講料は、受講決定後に指定口座へお振込みいただきます。振込先は、受講決定通知に記載します。

8 受講手続き

「受講申込書」に必要事項を御記入のうえ、令和元年10月31日（木）必着で申込先まで郵送または御持参ください（ファクシミリ不可）。

※甲区分のうち本年度合格者は申込不要です。

※受講申込書は、鳥取県社会福祉協議会のホームページよりダウンロードしてください。

9 受講決定について

受講申込書の記載事項に基づき申込書に記載された現住所へ、令和元年11月29日（金）までに「受講決定通知」を送付します。

※甲区分（本年度合格者）への決定通知は試験合格通知に同封します。

10 実習について（甲区分のみ対象）

本研修では、利用者への居宅訪問を行い、アセスメントの実施、居宅サービス計画の作成、サービス担当者会議の準備・同席、モニタリングの実施、給付管理業務の方法など、一連のケアマネジメントプロセスの見学を通じて、実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識することを目的として、次の2種類の実習を行います。

※各実習の詳細については、「実習オリエンテーション」により説明します。

【模擬ケアプラン作成実習】

受講者が実習協力者（在宅に居住している要介護認定2以上の高齢者）を対象に、ケアマネ

ジメントプロセスに沿って、居宅サービス計画書等を作成する実習。

【見学・観察実習】

受講者が実習協力事業所にてケアマネジメントプロセスの各場面を見学する実習（3日間程度）。

11 修了認定の方法

各科目における到達目標を達成しているかについて修了評価を行います。

全科目修了された方については、介護支援専門員実務研修修了証明書を交付します。

12 修了後の申請手続きについて

研修修了後は、各自で介護支援専門員証の登録、更新の手続きを行ってください。

手続きには、申請書、写真、手数料等が必要です。詳細については、「登録申請・手続きオリエンテーション」により説明します。

13 問い合わせ・連絡先

(1) 研修制度全般、登録・更新手続きに関すること

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課 介護保険・施設担当

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

電話 (0857) 26-7175

(2) 受講申し込み、その他本研修に関すること

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部 研修担当

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 (県立福祉人材研修センター内)

電話 (0857) 59-6336